

# はあとメール 第8号

発行人 〒606-8405  
京都市左京区浄  
土寺上南田町26  
☎075-761-2109  
住田正則

みなさん、こんにちは。 はあとメール代表の住田正則（行政書士・社会保険労務士）です。

いよいよ春だ～桜だ～と浮かれていたのも束の間、花は落ち着いて咲き競うこともなく  
たちまち葉桜となり、日によってはじっとりと暑さを感じるほどの春真っ盛りとなってきました  
ね！

みなさんは、この春の訪れをどのようなかたちで迎えられましたか？ 私はというと、4月最初  
の週末にお花見を楽しみ、翌週は自宅近くの大文字山に登って、春らんまんの京都市街を上から眺  
めました。

ここのところ気ぜわしい日々が続いていたのですが、やはりこうして例年の春行事の中に身を  
おき、季節を謳歌する花々や、穏やかな川のせせらぎ等を五感いっぱい満喫してみると、新しい  
年度への意気込みや、未来の目標に対する喜びのようなものが湧いてきます。



～文通で、あなたの暮らしにうるおいと安心を～  
「市民のみなさんと法律家（専門家）の双方向の交流を、  
文通によって実現していきます」

はあとメールは、私たち法律の専門家と市民の皆さんとの心の交流を目指している団体です。そ  
の目標を達成するためのひとつの方策として、前回から私自身のことについてご紹介をさせてい  
ただいているところですが、今回もまた引き続いて、はあとメール代表・住田正則のこれまでの歩  
みなどをご紹介させていただけたら、と思っています。ときにお目だるい記述をお見せしてしまう  
かも知れませんが、その点なにとぞご了承（・）ください。

前回は、私、住田正則（40歳）が愛媛県伊予郡松前町というところで生まれ、両親が離婚したた  
めに父方の祖父母とともに暮らすことになったこと、近所の子どもたちにいじめられたけれども、  
ボンヤリとした性格が幸いしてか、気候のおだやかさがよかったのか、あんまり苦労もなく成長し  
てきたこと、ただその代わり、少人数を好み、浮世離れしており、お年寄りにヨワイという人間性が  
はぐくまれてきたこと等をご紹介いたしました。

その続き、になります。

私は、高校は地元の公立校に進学しました。いえ、単に地元であるというよりも、ロケーション的  
には我が家の庭のようなどころにある学校でした。なにしろ、私の家を含めたご近所の農家さんの  
田んぼを造成して建てられた新設校（私の学年が2期生でした）へいったのですから。家の玄関  
を出てから教室に入るまでの所要時間が約10分！ 周りに何も無い田舎のことですし、私の家  
の2階からは母校の校舎がよく見えました。

家族の希望もあり、私は大学へ進学するつもりでいたのですが、進学を希望する友人の多くは、  
松山市内にある名の通った進学校を選んでいきました。実は、私もそうした進路を勧められたこと  
もあったのですが、そこでふっと疑問を感じてしまったのです。

「勉強って、結局は自分ひとりでするものじゃないか。なのになぜ、周りが勉強するからとか、これまでに実績があるからという理由で、いわゆる進学校へ行かないといけないんだろう？」

と。

こうしてへそ曲がりの私は、松山市内にある実績校ではなく、できたばかりで何がどうなることや分からない新設校へ進むことになりました。…前述のとおり、自宅から非常に近いということが、いちばんの決め手になったことは間違いありませんが…。

ちなみに、私は今でもこの持論を変えようとは思っていません。なぜなら、3年後の大学受験において、とにもかくにも私は自らが望むとおりの成果を勝ち取ることができたからです。ただ、父親も祖母も、本当は愛媛の国立大に入学し、自宅から通学することを望んでいたのですが、私が合格し、通うことになったのは東京の私立大でした…。しかもその学校をうまく卒業することができず、多額の学費を無駄にさせてしまうという、何ともお恥ずかしく、親に申し訳ない結果へとつながっていくのですが…。

それはまた、次回以降のお話とさせていただきます。もっとも、引き続いてのご紹介が許されれば、のお話ですが。

とりあえず、今回はこの辺で。

「はあとメール」の具体的な活動方法・活動内容について、改めてご説明いたします。

基本的に、毎月1回（15日前後）に、法律ひとくちメモやくらしのお役立ち情報などを盛り込んだ「はあとメール」を、本活動の趣旨にご賛同いただきました方々（「はあと会員」とお呼びします）へ向けて郵送いたします。会員の方々は、スタッフへ向けてご質問・ご相談などのおたよりを送ることができ、それに対してのお返事をスタッフが書く、という流れで、双方の心のふれあい・意思疎通をはかります。

また、会員の方々は、スタッフが開催する無料相談会やセミナーに優先的にご参加いただくことができ、必要に応じて遺言・相続などの業務依頼をスタッフに発注することができます。すでに心安くしているスタッフへの依頼ですから、その安心感は格別なものになるのではないかと思います。

☆「はあと会員」会費 → 無料です！！

このたび、はあとメールは、京都新聞社会福祉事業団さまの助成金を受けることができました！よって、少なくとも2009年中は会費は必要なく、お申し込みいただくだけで、すぐに「はあとメール」をお送りいたします。さあ皆さん、ぜひぜひ「はあと会員」の輪の中にお入りください～

☆会員へのサービス内容

「はあとメール」発送、質問・お便りへのお返事、相談会・セミナーへの優先ご招待、業務お引き受け、等

あなたのご参加を、心よりお待ち申し上げます



（住田 正則）

みなさん、こんにちは。京の菜時記を書かせていただいております  
橋本将詞（社会保険労務士）です。

毎回、京都でとれる旬の野菜を紹介しようと始めた「京の菜時記」、  
今回は春を代表する野菜としてあまりにも有名な「京たけのこ」を紹介します。

# 京の菜時記

さて、春の味覚といえば「筍」。筍は名前の通り「竹の子」ですが一般的には「孟宗竹」という種類を食します。孟宗竹は中国から伝来したもので、その時期等については諸説あります。800年代に京都府長岡京市にある寂照院の開祖が唐から持ち帰り植えたという説があり境内の入り口には「日本孟宗竹発祥の地」の石碑が建っています。



筍そのものは全国各地で作られていますが、京都の筍は、光るような白さと軟らかさ、そして何ともいえない独特の風味が特徴で、それらは毎年行われる「土入れ」「敷わら」という生産者の努力の賜物でもあり、長年の経験を要するものでもあります。

筍は当然のことながら竹林で栽培します。「土入れ」と一言でいってもその作業は大変なもので、足場の悪い竹林を、土をいっぱいにもった手押し車で何度も何度も往復するという極めて大変な作業です。また収穫時は、地表から芽をだしてしまうと色がすぐに変わってしまうために、竹林中を歩いて周り、地表に出ていない芽を見つけるという相当な経験と、折れないように細心の注意を払い筍掘り専用の鍬をつかって収穫するという熟練された技が必要なのです。

京都では、皮の色が白く軟らかい筍を「シロコ」といいます。「シロコ」は皮が薄くて肉質柔らか、市場評価も極めて高く、まさしく「これぞ、京たけのこ」です。京都では盆地を囲む各地の竹林で栽培はされていますが、「京たけのこ」の代表産地といえば、京都西山一帯（長岡京乙訓、大原野等）が特に有名です。西山一帯では、今の時期は各地で朝掘り筍の直売がされており、春の味覚を味わおうとどこも盛況です。

筍料理といえば、ワカメとあっさり炊いて筍の風味を引き立てる「若竹煮」。ワカメのとろとろ感と筍の歯ごたえ、ほのかに香ばしい香りが独特です。また、新鮮な筍は刺身としてわさび醤油で食べるのも粋なもの。筍御飯と筍づくしはいかがですか？

## はじめませんか、老いじたく②

### －成年後見制度の活用－

人間、誰も自分の望むとおりの人生を送り、そして、一できることならば自ら納得いくような形で天寿をまっとうしたいと考えています。しかしながら、なかなか思うにまかせないことが人生にはつきものです。いろいろと失敗したり、裏切られたり、あるいは逆に思いがけない幸せにめぐりあったり、はたまた、愛する人に先立たれたり・・・そんなハプニングの連続だからこそ人生は面白いのかもしれませんが、しかし年齢を重ねて「さあこれから」というときに、認知症などで判断力が失われてしまったら、あんまり面白がっているわけにはまいりません。

任意後見制度は、将来的にももしも認知症などで判断能力が失われたり、不十分になったりした場合に備えて、判断能力が充分にあるうちにあらかじめ当事者間の契約によって将来の任意後見人を選び、自分に代わってしてほしいことを託しておく制度です。この任意後見契約は、当事者間の契約を「公正証書」にすることによって成立します。

ここが重要なところで、任意後見契約は、必ず公証人が作成する「公正証書」でなければいけません。また、この任意後見契約は、公証人役場を経て、法務局へ登記されます。ただ、この登記の内容については、確認できるのはご本人や後見人候補者、四親等以内の親族等に限定されていますので、語安心ください。

#### 【任意後見契約の公正証書作成に必要な費用】

- |                          |         |
|--------------------------|---------|
| (1) 基本手数料                | 11,000円 |
| ※出張の場合は50%加算され、16,500円。  |         |
| さらに日当として現地までの交通費が加算されます。 |         |
| (2) 法務局に納める印紙代           | 4,000円  |
| (3) 法務局への登記嘱託料           | 1,400円  |
| (4) 書留郵便代                | 約600円   |
| (5) 用紙代                  | 枚数×250円 |

任意後見制度は、文字通り、本人の「任意」で選んだ方に将来のもしもを託すところが、認知症等が発症した後に裁判所が後見人を選任する「法定後見制度」とは大きく異なります。

ただし、任意後見人に与えられるのは、代理権（本人に代わって手続きなどを行うこと）のみでありまして、法定後見人の場合には与えられる同意権・取消権（本人がなした契約に同意したり、それを取り消したりすること）はありません。

